

「会計参与制度」を 活用されてはいかがですか。

小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所
税理士



「会計参与制度」が2005年7月に公布された会社法（2006年5月1日に施行されました。）により新設されて5年経過します。しかしまだまだ会計参与を設置している会社は少ないようです。そこで今回はあらためて「会計参与制度」がどのような制度なのか、どのようなメリットがあるのかを説明します。

〔質問1〕

「会計参与制度」とはどのような制度なのでしょう。また設置した会社にはどのようなメリットがあるのでしょうか。

〔回答〕

会計参与制度は、前述のように2005年7月26日に公布された「会社法」において創設された制度です。会計参与は、主として中小企業の計算関係書類の記載の正確さに対する信頼を高めるため、会計に関する専門的識見を有する公認会計士（監査法人を含む。）又は税理士（税理士法人を含む。）が、取締役（以下、委員会設置会社にあつては執行役とする。）と共同して計算関係書類を作成し、当該計算関係書類を会社とは別に備置き・開示する職務等を担います。

会計参与の資格者が所属する日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が共同して会計参与の実務の参考にするために行動指針を取りまとめ

ました。以下で行動指針を参考に会計参与制度について説明していきます。

1. 会計参与制度の概要

会計参与制度の概要は次のとおりです。

1. 会計参与の資格、職務及び権限

会社法に規定される会計参与の資格、職務及び権限は次のとおりです。

(1) 資格

会計参与は、公認会計士（監査法人を含む。）又は税理士（税理士法人を含む。）でなければならない（会社法第333条第1項）が、以下に該当する者は会計参与となることができません。

- ① 当該株式会社又はその子会社の取締役、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人（会社法第333条第3項第1号）
- ② 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者（会社法第333条第3項第2号）
- ③ 税理士法第43条の規定により同法第2条第2

項に規定する税理士業務を行うことができない者（会社法第333条第3項第3号）

なお、②又は③に該当する者は、会計参与の補助者となることも認められない（会社法第374条第5項）。

また、会計監査人である者が会計参与を兼ねることは会計監査人の欠格事由（会社法第337条第3項第1号、第2号）に該当することとなるため認められません。

(2) 職務

① 次に掲げる計算関係書類の取締役との共同作成（会社法第374条第1項、第6項）

ア 各事業年度に係る計算書類（会社法第435条第2項）及びその附属明細書

イ 臨時計算書類（会社法第441条第1項）

ウ 連結計算書類（会社法第444条第1項）

エ 成立の日における貸借対照表

② 会計参与報告の作成（会社法第374条第1項）

③ 以下に掲げる計算関係書類を承認する取締役会への出席と意見の陳述（会社法第376条第1項）

ア 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

イ 臨時計算書類

ウ 連結計算書類

④ 職務を行うに際して取締役の職務の執行に

関し不正の行為又は法令・定款違反の重大な事実があることを発見したときの、以下に対する報告義務（会社法第375条）

ア イ以下に該当しない会社にあつては、株主

イ 監査役設置会社にあつては、監査役

ウ 監査役会設置会社にあつては、監査役会

エ 委員会設置会社にあつては、監査委員会

⑤ 株主総会における株主に対する特定事項の説明（会社法第314条）

⑥ 次に掲げる計算関係書類及び会計参与報告の備置き（会社法第378条第1項）

ア 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに会計参与報告

イ 臨時計算書類及び会計参与報告

⑦ ⑥の計算関係書類及び会計参与報告の株主及び債権者への開示（会社法第378条第2項）

(3) 権限

① 取締役によって作成された会計帳簿・資料の閲覧、謄写並びに取締役及び支配人その他の使用人（以下「取締役等」という。）に対する会計に関する報告の請求（会社法第374条第2項、第432条第1項）

② 職務を行うため必要があるとき子会社に対する会計に関する報告の請求（会社法第374条第3項）

③ 職務を行うため必要があるとき会社・子会社



の業務及び財産の状況の調査（会社法第374条第3項）

- ④ 上記の(2)職務①に掲げる計算関係書類の作成に関する事項につき取締役と意見を異にする場合の株主総会における意見の陳述（会社法第377条第1項）
- ⑤ 株主総会における会計参与の選任、解任又は辞任についての意見の陳述（会社法第345条第1項）
- ⑥ 辞任した会計参与による辞任後最初に招集される株主総会における辞任した旨及びその理由の陳述（会社法第345条第2項）
- ⑦ 株主総会での報酬等についての意見の陳述（会社法第379条第3項）
- ⑧ 職務の執行について必要な費用の前払等の請求（会社法第380条）

2. 会計参与の責任

会計参与の責任は、民事上の責任として会社に対する責任と第三者に対する特別な責任が会社法に定められています。このほか刑事上の責任と過料に処すべき行為についても同法に規定されています。また、行政上の責任として公認会計士法並びに税理士法に定められているものがあります。概略は以下のとおりです。

(1) 会社に対する責任

会計参与は、計算書類の作成等の任務を怠りこれによって会社に損害を与えた場合には、その

損害を賠償する責任を負わなければならない（会社法第423条第1項）、その責任は株主代表訴訟の対象となります（会社法第847条）。この責任は、過失責任であるため会計参与に過失がなければ会社に生じた損害についての責任を負いません。

(2) 会社に対する責任の免除並びに一部免除

- ① 会計参与の会社に対する責任は原則として総株主の同意がなければ免除されません（会社法第424条）。
- ② 会計参与は、以下に該当する場合で職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会計参与が会社から受ける報酬等の2年分（最低責任限度額）を超える部分を最大としてその責任が免除されます。なお、以下のイ・ウは会計参与の会社に対する責任を一部免除できる旨又は責任限定契約を締結できる旨を定款に定めてあることが前提となります。

ア 株主総会の特別決議により会計参与の責任の一部を免除した場合（会社法第425条第1項）。

イ 取締役が2人以上の会社において定款の定めに基づいて、監査役設置会社又は委員会設置会社が、取締役の過半数の同意又は取締役会の決議により、会計参与の責任の一部を免除した場合（会社法第426条第1項）。

ウ 定款の定めに基づいて、会社と会計参与が定款で定めた額の範囲内であらかじめ会社が



定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を責任の限度とする旨の契約を締結した場合（会社法第427条第1項）。

(3) 第三者に対する特別な責任

① 会計参与はその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって株主、投資家、債権者、取引先といった第三者に生じた損害を賠償する責任を負わなければなりません（会社法第429条第1項）。

② 会計参与は計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに会計参与報告に記載し又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録をしたときは、注意を怠らなかったことを証明しない限り、第三者に生じた損害を賠償する責任を負わなければなりません（会社法第429条第2項）。

(4) 連帯責任

会計参与が会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときはこれらの者は連帯債務者となります（会社法第430条）。

(5) 刑事上の責任

会計参与に限定された罰則ではないが、懲役又は罰金についての規定が次のとおり定められています。

- ① 特別背任罪（会社法第960条）
- ② 会社財産を危うくする罪（会社法第963条）
- ③ 虚偽文書行使等の罪（会社法第964条）
- ④ 預合いの罪（会社法第965条）
- ⑤ 取締役等の贈収賄罪（会社法第967条）
- ⑥ 株主の権利の行使に関する利益供与の罪（会社法第970条）

(6) 過料に処すべき行為

法令上の義務の不履行、法令上の禁止又は制限の違反に対しては、その行為について刑を科すべきときを除き、100万円以下の過料に処せられます。

このうち、会計参与の職務に係わる主なものは以下のとおりです。

① 貸借対照表、損益計算書、附属明細書、会計参与報告に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき（会社法第976条第7号）

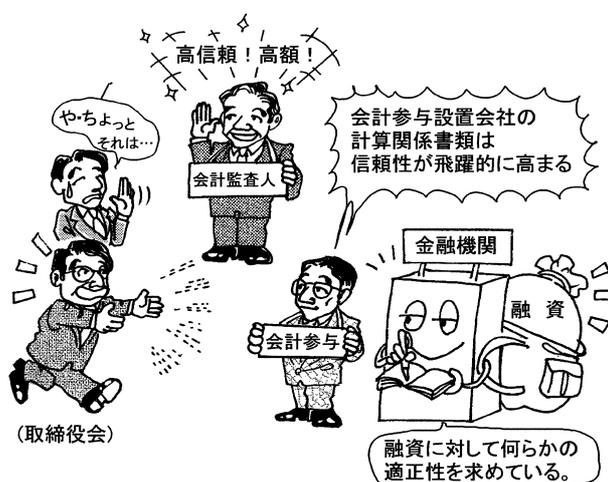
② 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに臨時計算書類、会計参与報告を会社法に定められた期間、法務省令で定めるところにより、当該会計参与が定めた場所に備え置かなかったとき（会社法第976条第8号）

(7) 行政上の責任

① 会計参与が不正経理に協力した場合はもちろん、不注意で不正を見逃して善管注意義務に違反したものと判定された場合にも、公認会計士法並びに税理士法上の信用失墜行為として行政処分の対象となり得ることに留意しなければなりません（公認会計士法第26条、税理士法第37条）。

② 会計参与である公認会計士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはなりません。会計参与でなくなった後も同様です（公認会計士法第27条）。

③ 会計参与である税理士が、正当な理由がなく、



その職務遂行において取り扱ったことについて知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用した場合は、税理士法上の信用失墜行為の対象となり得ることに留意する必要があります。会計参与でなくなった後も同様です（税理士法第37条）。以上のように会社法は計算関係書類の記載の正確さに対する信頼を高めるため会計参与に対して幅広い職務と権限を与えて、また職務と権限を担保するために会計参与に対してあらゆる責任を課しています。

II. 会計参与を設置した場合のメリット

1. 設置会社のメリット

会社法の施行に伴い、機関設計を新たにして会計参与を設置する会社も多くなることを想定しています。現在、中小会社において監査役制度は形骸化しているといっても過言ではありませんが、会計参与制度はこれからその実効性が問われることとなるでしょう。当然、会計参与設置会社の計算関係書類の信頼性は飛躍的に高まることが予想されます。その信頼性は将来の企業経営にとっての信頼性に繋がり、その会社への信用付与の枠も広がり、企業の規模や業績の拡大に貢献することとなるでしょう。当初は会計参与と意見が異なるケースも多く発生し会計参与の交代が行われることも考えられます。

しかし、会計参与の交代が頻繁に行われたり会計参与の設置が取りやめられたりすることになれば、その会社の計算関係書類の信頼性が疑われる懸念もあり、取引関係や金融機関との関係に悪影響を与えかねません。そのようなことから、会計参与設置会社の計算関係書類は自然と信頼性が高まってくるものと期待されます。

以上の観点から、次のような会社は積極的に会計参与を設置しようとするものと考えられます。まず、金融機関から融資を受けるに際して自社の計算関係書類の信頼性を主張したいが、費用負担

の面で会計監査人を設置するには無理がある場合。次に新たな取引先を開拓する際や、一般消費者等社会に対して計算関係書類をもって自社の経営状態を開示して信頼を得ようとする場合。さらに将来株式公開を目指す企業が、その準備段階として会計監査人でなく先に会計参与を設置する場合等が考えられます。

2. 金融機関の対応

6月号で既述したように日税連の策定した「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」を活用した融資については、既に、東邦銀行をはじめ全国の多くの金融機関で行われています。このことは、金融機関が融資に際して会社の計算につき何らかの適正性を求めていることのあらわれと言えます。

会社が会計参与を設置すれば、適正な計算関係書類が作成されることとなるので、金融機関にとってはこの上ない信頼性が保証されることとなります。つまり、会計参与制度は特に金融機関によって大いに期待されている制度であるといえるでしょう。現在、金融機関から融資を受けている中小会社のほとんどが代表者の個人保証をしています。中小会社の経営者は自らの生命と財産を担保にさせられているといわれる所以です。

ところで最近、金融機関の融資においては、従来の物的担保や第三者保証重視の姿勢から、企業の収益性を重視する姿勢への変化が顕著になってきており、計算関係書類の信頼性が一層問われることとなってきています。会計参与を設置する会社についても既に東邦銀行をはじめ金融機関による融資実行の際に何らかの優遇措置が行われています。

このように会計参与設置会社の計算書類の信頼性は飛躍的に向上し、金融機関からの融資にも優遇措置が行われるなど会社経営にあらゆるメリットが得られますので「会計参与制度」の導入を検討されてはいかがでしょうか。